

第1章

令和4年版
再犯防止推進白書



再犯防止をめぐる近年の動向

第1節 再犯の防止等に関する施策の成果指標

第2節 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標



俺の思い出



第1章

再犯防止をめぐる近年の動向

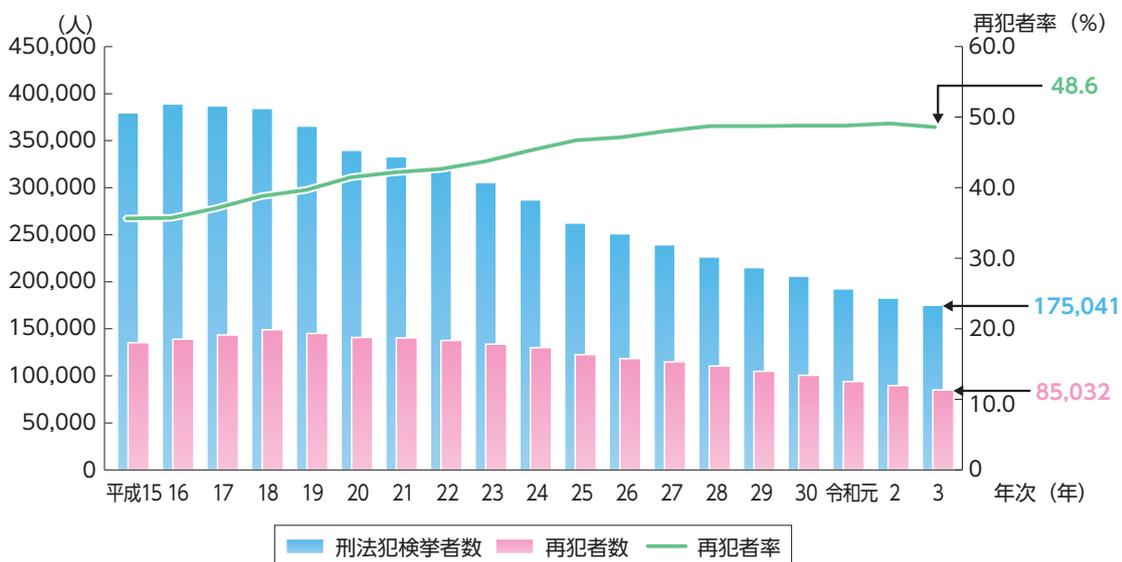
第1節 再犯の防止等に関する施策の成果指標

① 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率【指標番号1】

(平成15年～令和3年)

年次	刑法犯検挙者数		再犯者率
	再犯者数	再犯者率	
平成15年	379,602	135,295	35.6
16	389,027	138,997	35.7
17	386,955	143,545	37.1
18	384,250	149,164	38.8
19	365,577	145,052	39.7
20	339,752	140,939	41.5
21	332,888	140,431	42.2
22	322,620	137,614	42.7
23	305,631	133,724	43.8
24	287,021	130,077	45.3
25	262,486	122,638	46.7
26	251,115	118,381	47.1
27	239,355	114,944	48.0
28	226,376	110,306	48.7
29	215,003	104,774	48.7
30	206,094	100,601	48.8
令和元年	192,607	93,967	48.8
2	182,582	89,667	49.1
3	175,041	85,032	48.6

- 注 1 警察庁・犯罪統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。



刑法犯検挙者中の再犯者数は、2007年（平成19年）以降、毎年減少しており、2021年（令和3年）は8万5,032人であった。

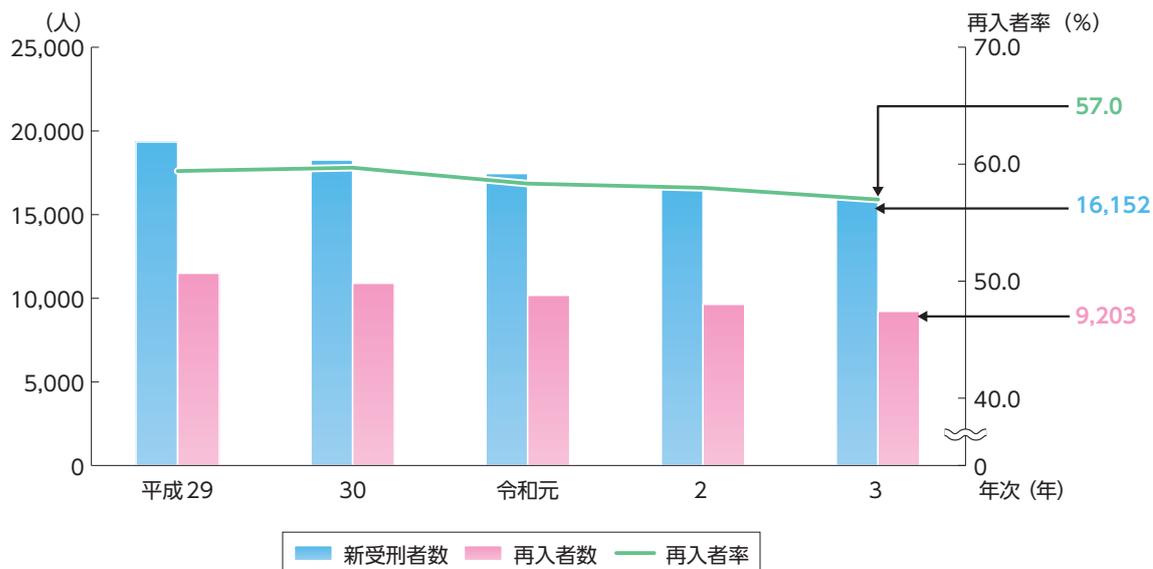
再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、近年上昇傾向にあったが、2021年（令和3年）は、48.6%と前年（49.1%）よりも0.5ポイント減少した。

② 新受刑者中の再入者数及び再入者率【指標番号2】

（平成29年～令和3年）

年次	新受刑者数	再入者数		再入者率
		再入者数	再入者率	
平成29年	19,336	11,476	59.4	
30	18,272	10,902	59.7	
令和元年	17,464	10,187	58.3	
2	16,620	9,640	58.0	
3	16,152	9,203	57.0	

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。
 2 「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所した受刑者等をいう。
 3 「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。
 4 「再入者率」は、新受刑者数に占める再入者数の割合をいう。



新受刑者中の再入者数は、刑法犯検挙者中の再犯者数と同様、近年減少傾向にあり、2021年（令和3年）は9,203人であった。

再入者率は、近年58～59%台で推移していたところ、2021年（令和3年）は57.0%と前年（58.0%）よりも1.0ポイント減少した。

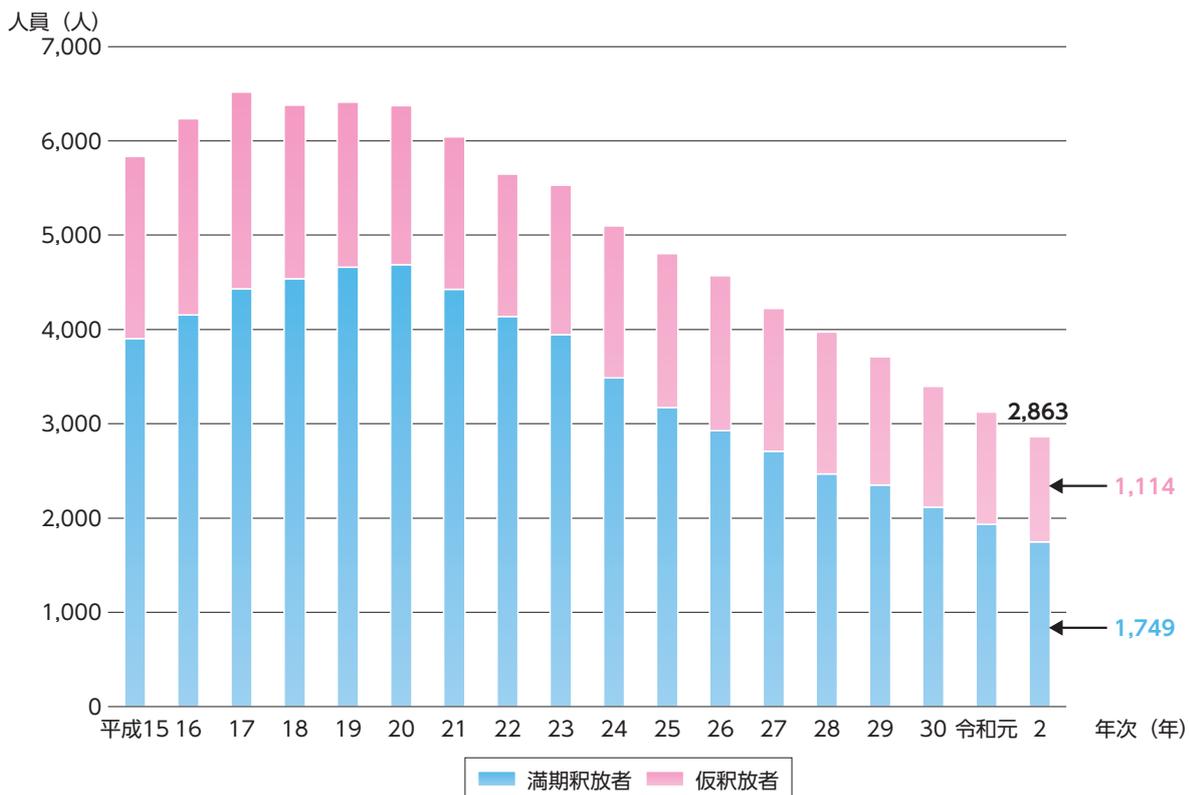
3 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率【指標番号3】

(平成15年～令和2年)

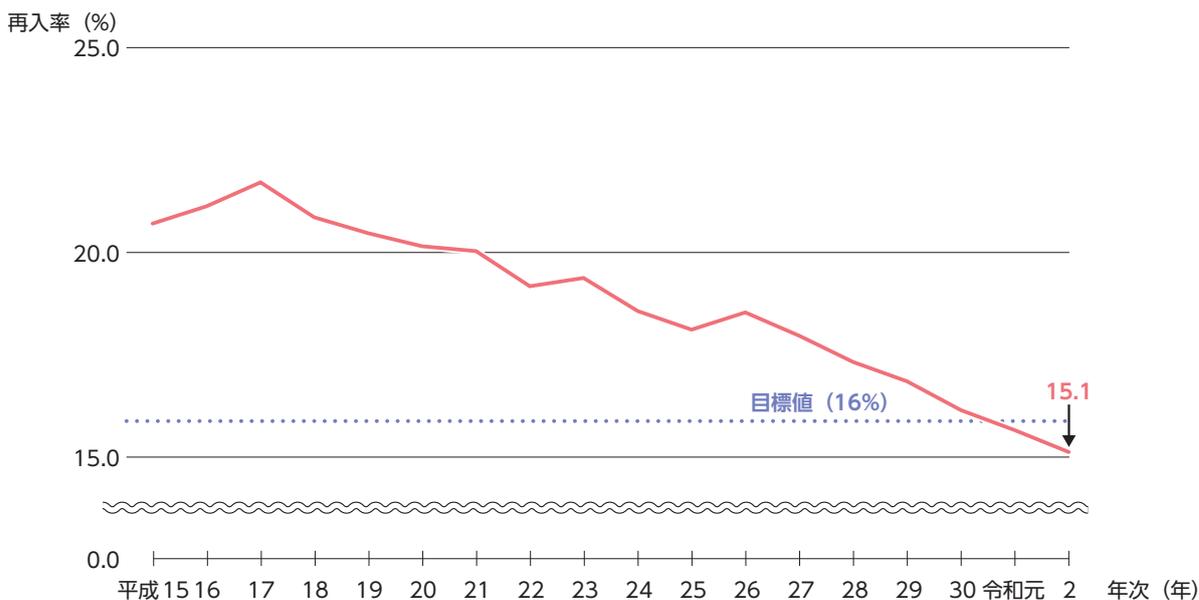
年次 (出所年)	出所受刑者数	うち		2年以内再入者数	うち	
		満期 釈放者	仮釈放者		満期釈放者	仮釈放者
平成15年	28,170	12,386	15,784	5,835 (20.7)	3,903 (31.5)	1,932 (12.2)
16	29,526	12,836	16,690	6,236 (21.1)	4,155 (32.4)	2,081 (12.5)
17	30,025	13,605	16,420	6,519 (21.7)	4,434 (32.6)	2,085 (12.7)
18	30,584	14,503	16,081	6,380 (20.9)	4,536 (31.3)	1,844 (11.5)
19	31,297	15,465	15,832	6,409 (20.5)	4,661 (30.1)	1,748 (11.0)
20	31,632	15,792	15,840	6,372 (20.1)	4,687 (29.7)	1,685 (10.6)
21	30,178	15,324	14,854	6,044 (20.0)	4,424 (28.9)	1,620 (10.9)
22	29,446	14,975	14,471	5,649 (19.2)	4,140 (27.6)	1,509 (10.4)
23	28,558	13,938	14,620	5,533 (19.4)	3,944 (28.3)	1,589 (10.9)
24	27,463	12,763	14,700	5,100 (18.6)	3,487 (27.3)	1,613 (11.0)
25	26,510	11,887	14,623	4,804 (18.1)	3,173 (26.7)	1,631 (11.2)
26	24,651	10,726	13,925	4,569 (18.5)	2,928 (27.3)	1,641 (11.8)
27	23,523	9,953	13,570	4,225 (18.0)	2,709 (27.2)	1,516 (11.2)
28	22,909	9,649	13,260	3,971 (17.3)	2,470 (25.6)	1,501 (11.3)
29	21,998	9,238	12,760	3,712 (16.9)	2,348 (25.4)	1,364 (10.7)
30	21,032	8,733	12,299	3,396 (16.1)	2,114 (24.2)	1,282 (10.4)
令和元年	19,953	8,313	11,640	3,125 (15.7)	1,936 (23.3)	1,189 (10.2)
2	18,923	7,728	11,195	2,863 (15.1)	1,749 (22.6)	1,114 (10.0)

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
 3 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目(翌年)の年末までに再入所した者の人員をいう。
 4 ()内は、各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合である。

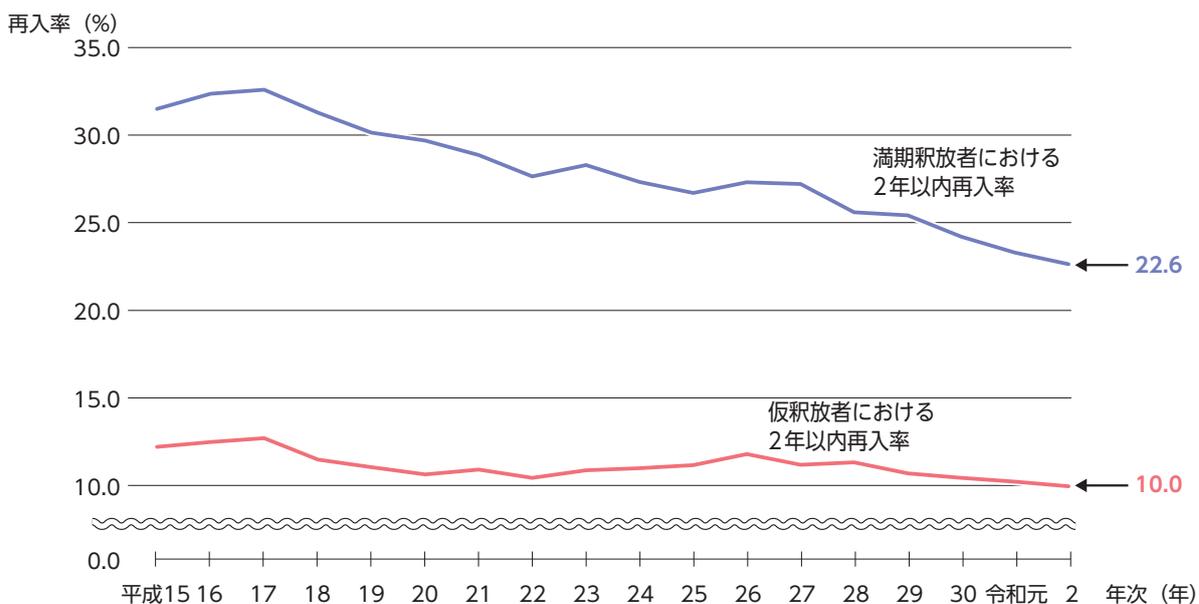
指標番号3-1 出所後の2年以内再入者数の推移



指標番号 3-2-1 出所受刑者の2年以内再入率の推移



指標番号 3-2-2 出所受刑者の2年以内再入率の推移 (出所事由別)



出所受刑者の2年以内再入者数は、2008年（平成20年）以降、毎年減少しており、2020年（令和2年）出所者では2,863人と、近年2年以内再入者数が最も多かった2005年（平成17年）出所者（6,519人）と比べて2分の1以下であった。満期釈放者の再入者数については、「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）において、2022年（令和4年）までに2,000人以下とするという数値目標^{※1}を設定しているところ、2019年（令和元年）の満期釈放者の再入者数は1,936人となって当該目標を達成し、2020年（令和2年）では、更に1,749人まで減少した。

また、出所受刑者の2年以内再入率については、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20

※1 「再犯防止推進計画加速化プラン」における数値目標
過去5年（2013年（平成25年）から2017年（平成29年）まで）における満期釈放者の2年以内再入者数の平均（2,726人）を基準として、これを2022年（令和4年）までに、その2割以上を減少させ、2,000人以下とするもの。

日犯罪対策閣僚会議決定)において、2021年(令和3年)までに16%以下にするとの数値目標^{※2}を設定しているところ、2019年(令和元年)出所者では15.7%となって当該目標を達成し、2020年(令和2年)出所者では、更に15.1%まで減少した。なお、いずれの出所年においても、満期釈放者^{※3}の2年以内再入率は、仮釈放者(10.0%)よりも高く、2020年(令和2年)は22.6%であった。

4 主な罪名(覚醒剤取締法違反、性犯罪(強制性交等・強姦・強制わいせつ)、傷害・暴行、窃盗)・特性(高齢(65歳以上)、女性、少年)別2年以内再入率【指標番号4】

罪名別(覚醒剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗) (平成28年～令和2年)

年次 (出所年)	覚醒剤取締法違反		性犯罪		傷害・暴行		窃盗	
	出所 受刑者数	2年以内 再入者数	出所 受刑者数	2年以内 再入者数	出所 受刑者数	2年以内 再入者数	出所 受刑者数	2年以内 再入者数
平成28年	6,144	1,149 (18.7)	674	54 (8.0)	1,238	199 (16.1)	7,608	1,695 (22.3)
29	6,134	1,061 (17.3)	643	53 (8.2)	1,065	164 (15.4)	7,265	1,663 (22.9)
30	5,982	957 (16.0)	653	55 (8.4)	1,057	176 (16.7)	6,770	1,477 (21.8)
令和元年	5,367	846 (15.8)	630	40 (6.3)	955	146 (15.3)	6,663	1,450 (21.8)
2	5,008	776 (15.5)	536	27 (5.0)	943	116 (12.3)	6,441	1,290 (20.0)

特性別(高齢、女性) (平成28年～令和2年)

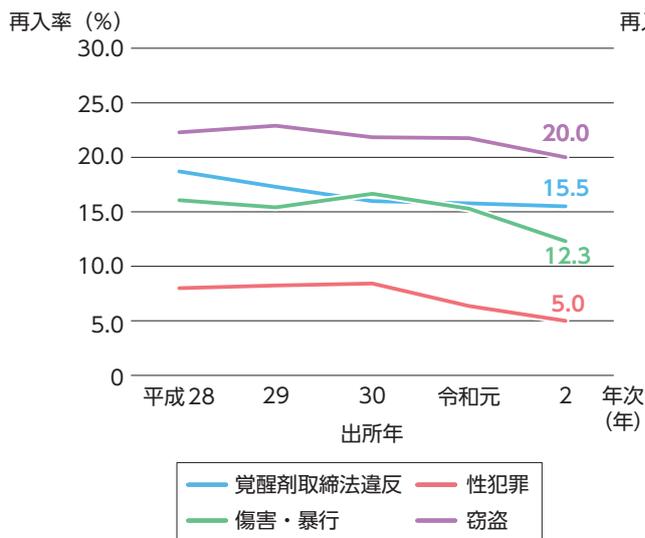
年次 (出所年)	高齢(65歳以上)		女性	
	出所 受刑者数	2年以内 再入者数	出所 受刑者数	2年以内 再入者数
平成28年	2,990	617 (20.6)	2,196	312 (14.2)
29	2,910	650 (22.3)	2,195	260 (11.8)
30	2,781	566 (20.4)	2,046	239 (11.7)
令和元年	2,762	549 (19.9)	1,886	214 (11.3)
2	2,692	557 (20.7)	1,892	208 (11.0)

- 注 1 法務省調査による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
 3 特性別(高齢)の年齢については、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。
 4 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目(翌年)の年末までに再入所した者の人員をいう。
 5 ()内は、各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合である。
 6 「性犯罪」は、強制性交等・強姦・強制わいせつ(いずれも同致死傷を含む。)をいう。
 7 「傷害」は、傷害致死を含む。

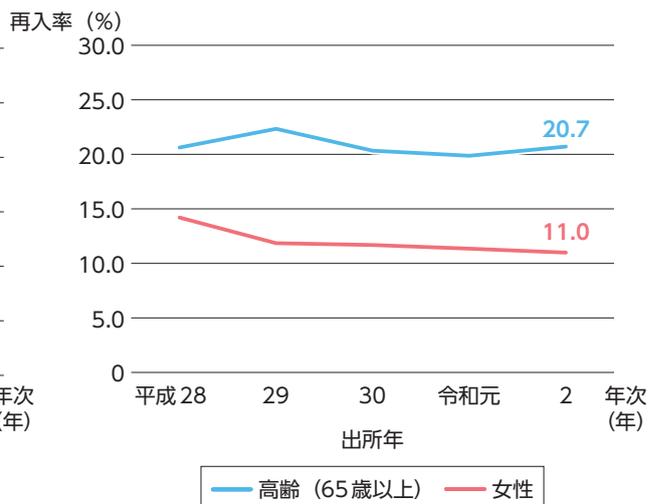
※2 「再犯防止に向けた総合対策」における数値目標
 過去5年(2006年(平成18年)から2010年(平成22年))における2年以内再入率の平均値(刑務所については20%、少年院については11%)を基準として、これを2021年(令和3年)までに20%以上減少させるというもの。出所受刑者の2年以内再入率については、2020年(令和2年)出所者について16%以下にすることが数値目標となる。

※3 本章において、「満期釈放」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいい、「満期釈放者」は、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了により刑事施設を出所した者をいう。

指標番号 4-1 2年以内再入率（罪名別）の推移



指標番号 4-2 2年以内再入率（特性別）の推移



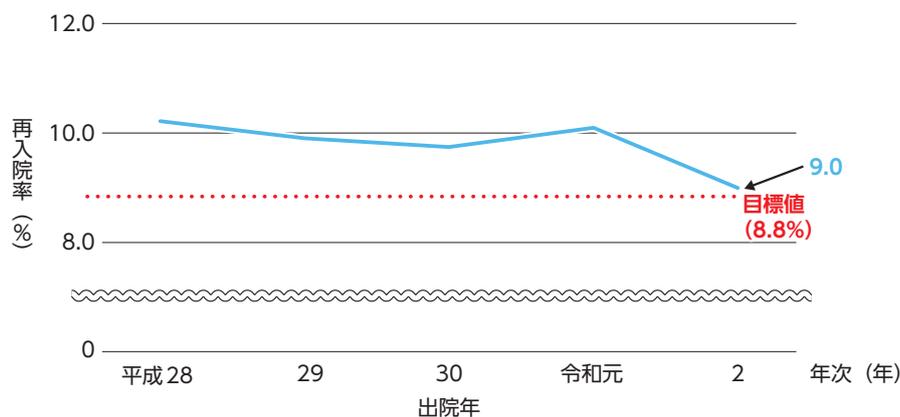
少年院出院者2年以内再入院率
特性別（少年）

(平成28年～令和2年)

年次 (出院年)	出院者数	2年以内再入院者数
平成28年	2,750	281 (10.2)
29	2,475	245 (9.9)
30	2,156	210 (9.7)
令和元年	2,065	208 (10.1)
2	1,698	152 (9.0)

- 注 1 法務省調査による。
 2 「2年以内再入院者数」は、各年の少年院出院者のうち、出院年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員をいう。
 3 ()内は、各年の少年院出院者数に占める2年以内再入院者数の割合である。

指標番号 4-3 少年院出院者の2年以内再入院率の推移



2020年（令和2年）出所者の2年以内再入率について、主な罪名・特性別で見ると、「覚醒剤取締法違反」（15.5%）、「窃盗」（20.0%）、「高齢（65歳以上）」（20.7%）が全体（15.1%）よりも高くなっている。

また、2020年（令和2年）出所者の2年以内再入率は、2019年（令和元年）出所者と比べて、「覚醒剤取締法違反」（0.3ポイント減）、「性犯罪」（1.3ポイント減）、「傷害・暴行」（3.0ポイント減）、「窃盗」（1.8ポイント減）、「女性」（0.3ポイント減）が低下した一方、「高齢（65歳以上）」（0.8ポイ

ント増)は上昇している。

一方、少年院出院者の2年以内再入院率については、「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)において、2021年(令和3年)までに8.8%以下にするとの数値目標を設定しているところ、2020年(令和2年)出院者の2年以内再入院者数は152人、2年以内再入院率は9.0%と、いずれも調査の開始(1996年(平成8年))以降、過去最低であった。

第2節 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

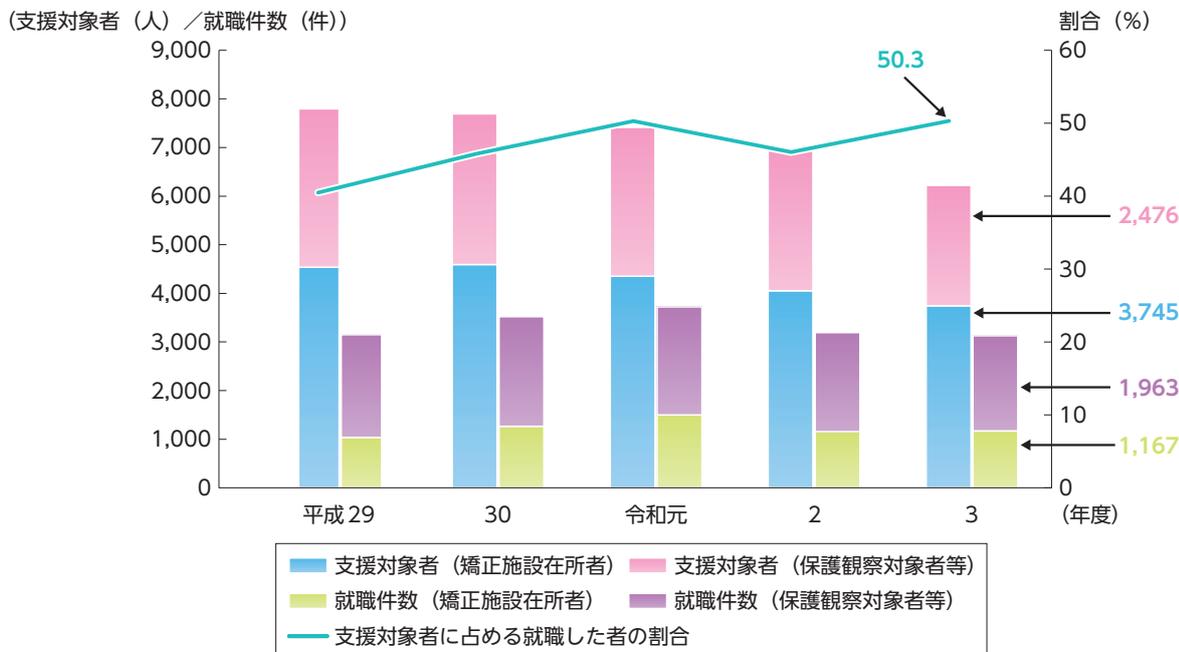
1 就労・住居の確保等関係

(1) 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合【指標番号5】

(平成29年度～令和3年度)

年度	支援対象者数			就職件数	うち		割合
	支援対象者数	うち矯正施設在在所者	うち保護観察対象者等		うち矯正施設在在所者	うち保護観察対象者等	
平成29年度	7,794	4,539	3,255	3,152	1,029	2,123	40.4
30	7,690	4,593	3,097	3,521	1,264	2,257	45.8
令和元年度	7,411	4,355	3,056	3,722	1,498	2,224	50.2
2	6,947	4,056	2,891	3,194	1,156	2,038	46.0
3	6,221	3,745	2,476	3,130	1,167	1,963	50.3

- 注 1 厚生労働省調査による。
 2 「支援対象者数」は、矯正施設又は保護観察所からハローワークに対して協力依頼がなされ、支援を開始した者の数を計上している。
 3 「割合」は、「支援対象者数」における「就職件数」の割合をいう。



刑務所出所者等総合的就労支援対策(【施策番号5ア】参照)においては、出所受刑者数が近年減少している中、一定数の支援対象者数を確保し続けている。支援対象者のうち、就職した者の数(就職件数)は、近年増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年度(令和2年度)以降は減少し、2021年度(令和3年度)は3,130件であった。一方、就職した者の割合

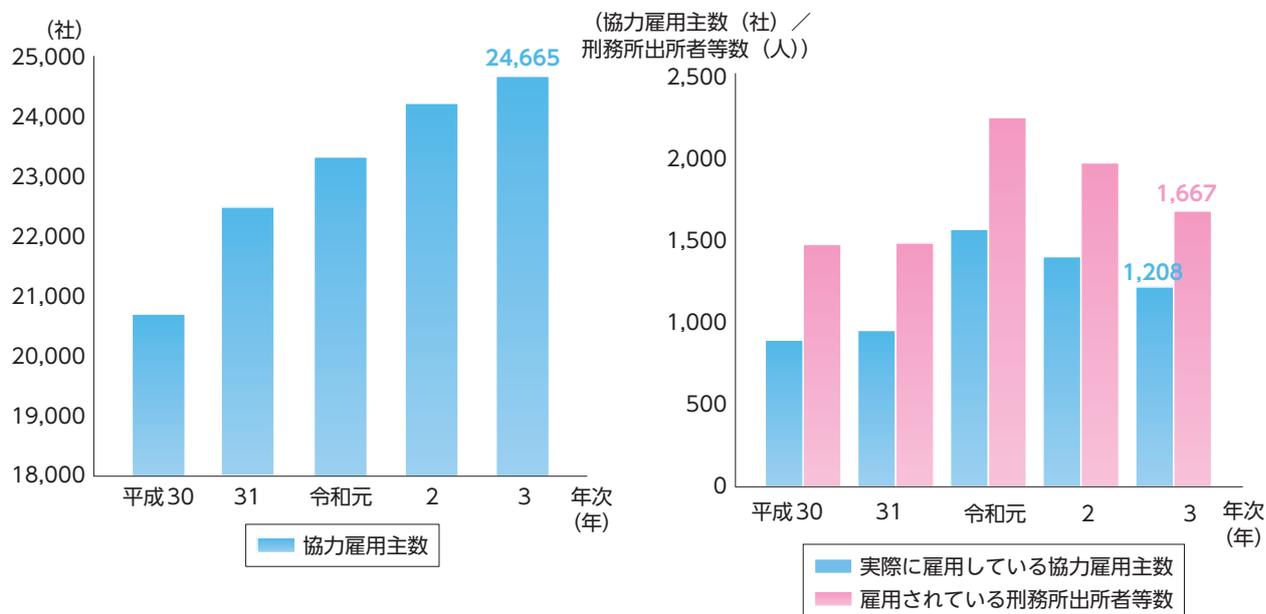
は、2021年度（令和3年度）は50.3%と前年度（46.0%）よりも4.3ポイント上昇した。

(2) 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数【指標番号6】

(平成30年～令和3年)

年次	協力雇用主数	実際に雇用している協力雇用主数	雇用されている刑務所出所者等数
平成30年	20,704	887	1,465
31	22,472	945	1,473
令和元年	23,316	1,556	2,231
2	24,213	1,391	1,959
3	24,665	1,208	1,667

- 注 1 法務省調査による。
 2 平成31年までは、4月1日現在の数値である。
 3 令和元年からは、10月1日現在の数値である。
 4 「刑務所出所者等」は、少年院出院者及び保護観察対象者などを含む。



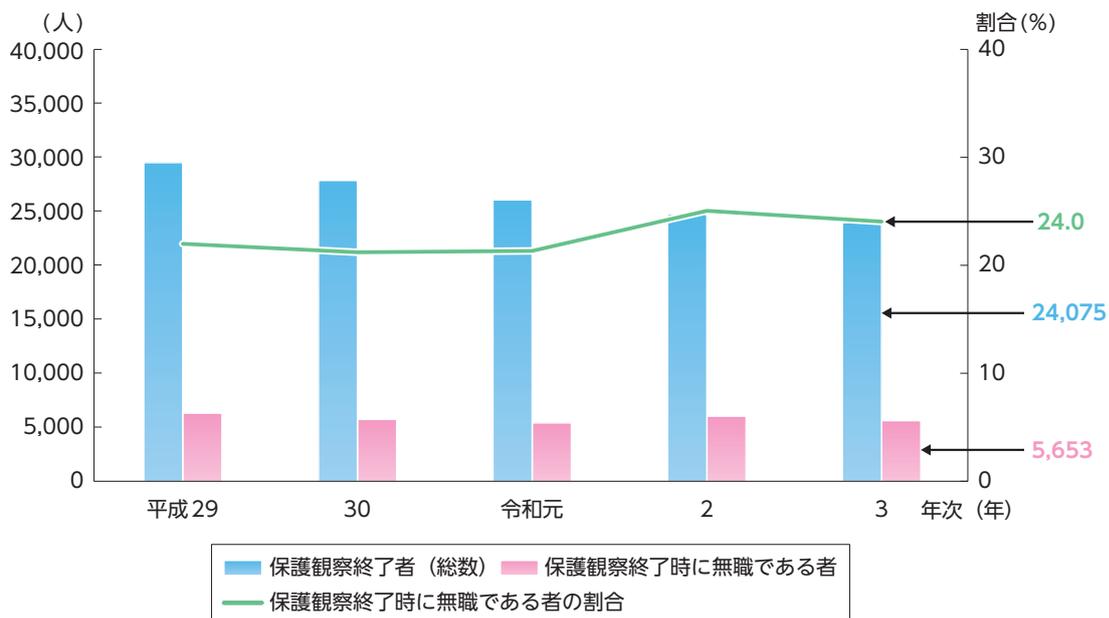
協力雇用主数は、近年増加傾向にあり、2021年（令和3年）10月1日現在、2万4,665社であった。実際に刑務所出所者を雇用している協力雇用主数については、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）において、2020年（令和2年）までに約1,500社にまで増加させるとの数値目標が設定されていたところ、2019年（令和元年）に1,556社と目標を達成したが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年（令和2年）以降は減少傾向にあり、2021年（令和3年）は1,208社と前年（1,391社）より減少した。また、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数についても、2020年（令和2年）以降は減少傾向にあり、2021年（令和3年）は1,667人と前年（1,959人）より減少した。

(3) 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合【指標番号7】

(平成29年～令和3年)

年次	保護観察終了者(総数)	職業不詳の者	無職である者
平成29年	29,649	673	6,360 (21.9)
30	27,994	681	5,779 (21.2)
令和元年	26,184	619	5,444 (21.3)
2	24,844	517	6,075 (25.0)
3	24,075	473	5,653 (24.0)

- 注 1 法務省・保護統計年報による。
 2 「無職である者」は、各年に保護観察を終了した者のうち、終了時職業が無職である者から、定収入のある者、学生・生徒及び家事従事者を除いて計上している。
 3 ()内は、職業不詳の者を除く保護観察終了者に占める「無職である者」の割合である。
 4 交通短期保護観察の対象者及び婦人補導院仮退院者を除く。



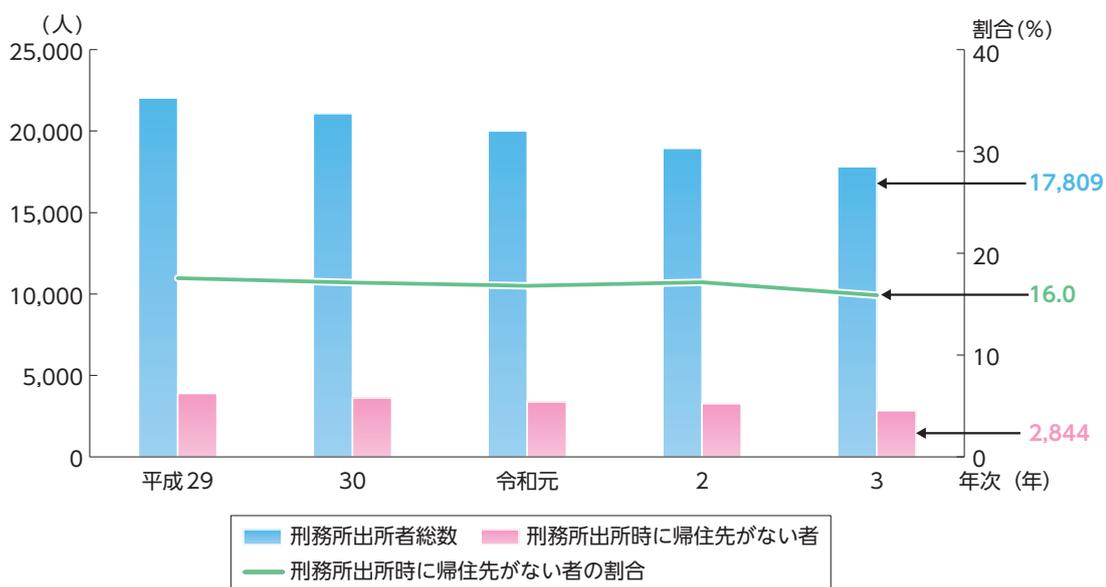
保護観察終了時に無職である者の数は、2021年(令和3年)は前年(6,075人)より減少して5,653人であった。その割合は、保護観察終了者数(総数)自体が減少していることもあり、2019年(令和元年)までは21~22%台で推移していたところ、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年(令和2年)に大きく増加し、2021年(令和3年)は24.0%であった。

(4) 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合【指標番号8】

(平成29年～令和3年)

年次 (出所年)	刑務所出所者総数	帰住先がない者
平成29年	22,025	3,890 (17.7)
30	21,060	3,628 (17.2)
令和元年	19,993	3,380 (16.9)
2	18,931	3,266 (17.3)
3	17,809	2,844 (16.0)

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。
 2 「帰住先」は、刑事施設を出所後に住む場所である。
 3 「帰住先がない者」は、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。
 4 ()内は、各年の刑務所出所者総数に占める帰住先がない者の割合である。



刑務所出所時に適切な帰住先がない者の数については、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)において、2020年(令和2年)までに4,450人以下に減少させるとの数値目標を設定していたところ、2017年(平成29年)には当該目標を達成し、2021年(令和3年)は2,844人にまで減少した。刑務所出所時に適切な帰住先がない者の割合は、2021年(令和3年)は16.0%と前年(17.3%)よりも1.3ポイント減少した。

特集

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

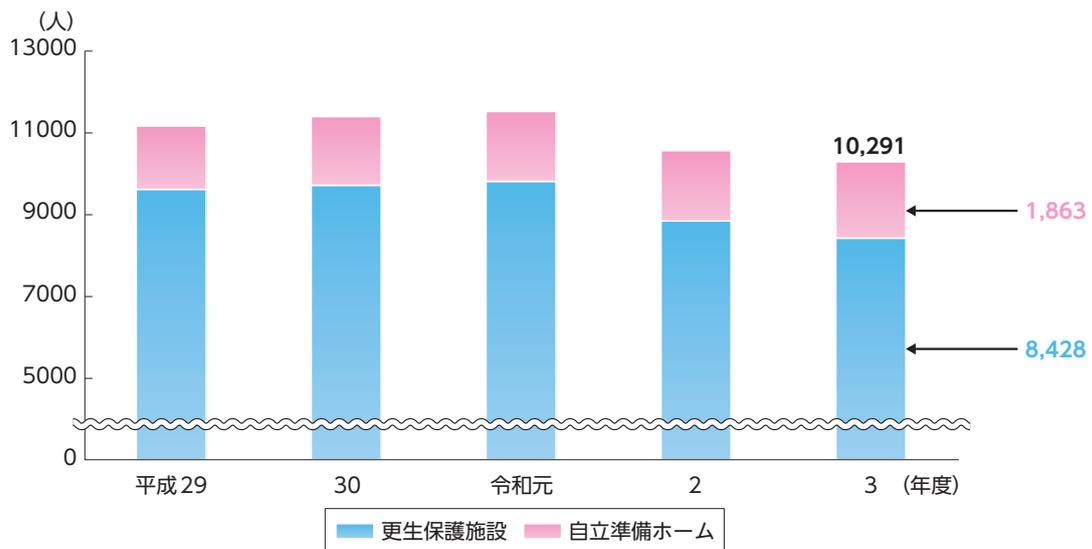
基礎資料

(5) 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数【指標番号9】

(平成29年度～令和3年度)

年 度	更生保護施設	自立準備ホーム	計
平成29年度	9,620	1,547 (175)	11,167
30	9,719	1,679 (223)	11,398
令和元年度	9,789	1,709 (224)	11,498
2	8,870	1,719 (290)	10,589
3	8,428	1,863 (318)	10,291

- 注 1 法務省調査による。
 2 () 内は、各年の薬物依存症リハビリ施設（ダルク等の薬物依存からの回復を目的とした施設のうち、自立準備ホームに登録されているもの）への委託人員数（内数）である。



更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数は、出所受刑者数が近年減少している中、ほぼ横ばいで推移しており、2021年度（令和3年度）はそれぞれ8,428人、1,863人であった。

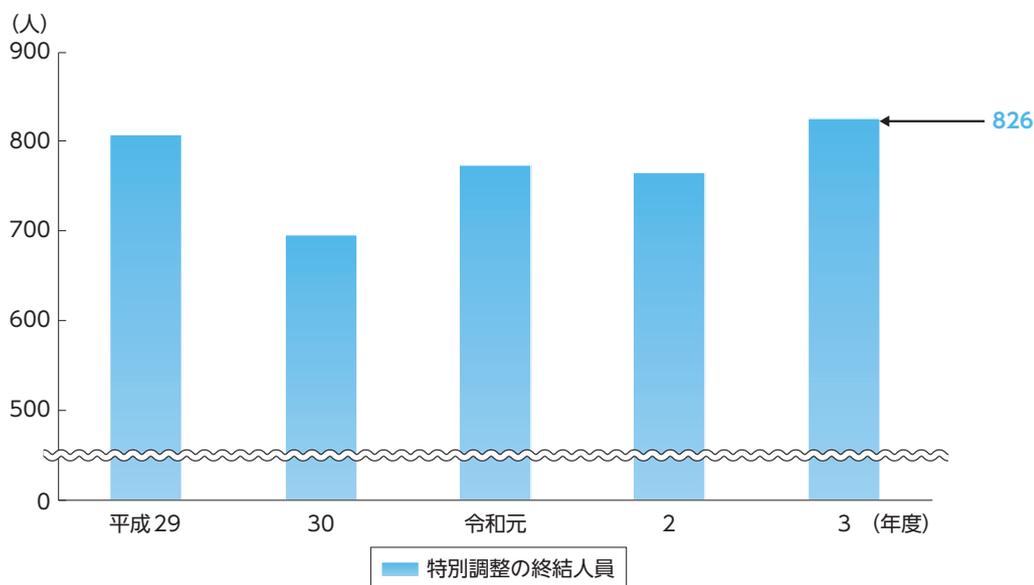
② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係

(1) 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数【指標番号10】

(平成29年度～令和3年度)

年 度	特別調整の 終結人員	内 訳			
		高齢	身体障害	知的障害	精神障害
平成29年度	809	437	117	225	252
30	698	384	87	187	227
令和元年度	775	398	106	199	317
2	767	370	104	211	311
3	826	401	90	235	373

- 注 1 法務省調査による。
 2 「終結人員」は、少年を含む。
 3 「終結人員」は、特別調整の希望の取下げ及び死亡によるものを含む。
 4 内訳は重複計上による。



特別調整（【施策番号36】参照）により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数は、出所受刑者数が近年減少している中、ほぼ横ばいで推移しており、2021年度（令和3年度）は826人と前年度（767人）よりも増加した。

なお、2021年度（令和3年度）の内訳（複数該当あり）を見ると、「高齢」が401人と、約半数を占めている。

(2) 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合【指標番号11】

(平成29年度～令和3年度)

年 度	薬物事犯保護観察対象者数	うち治療・支援を受けた者の数
平成29年度	7,569	393 (5.2)
30	7,717	527 (6.8)
令和元年度	8,096	566 (7.0)
2	8,549	613 (7.2)
3	8,501	536 (6.3)

- 注 1 法務省調査による。
 2 「薬物事犯保護観察対象者数」は、薬物事犯保護観察対象者として、当該年度当初に保護観察を受けている者の数と当該年度に新たに保護観察を受けることとなった者の数を計上している。
 3 ()内は、薬物事犯保護観察対象者のうち、精神保健福祉センター、保健所、精神科医療機関等が行う治療・支援を受けた者の割合である。

薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合は、調査の開始(2016年度(平成28年度))以降、増加・上昇傾向にあったが、2021年度(令和3年度)はそれぞれ536人、6.3%と前年度(613人、7.2%)よりも減少・低下した。

③ 学校等と連携した修学支援の実施等関係

(1) 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率【指標番号12】

(少年院出院時)

(平成30年～令和3年)

年 次	出院者数 (A)	(A)のうち、 修学支援対象者数 (B)		
		(B)のうち、 復学・進学希望者 (C)	(C)のうち、 復学・進学決定者 【指標番号12】	
平成30年	2,156	369	272	97 (35.7)
令和元年	2,065	363	251	70 (27.9)
2	1,698	296	198	66 (33.3)
3	1,567	233	177	54 (30.5)

- 注 1 法務省調査による。
 2 「出院者数」は、法務省・矯正統計年報による。
 3 「修学支援対象者数」は、当該調査期間において出院した者のうち、出院時に修学支援対象者として選定されていた者を計上している。
 4 「進学決定」は、入学試験に合格しているなど、進学が確定的である状態をいう。
 5 ()内は、指標に該当する人員の割合である。

(2) 上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合【指標番号13】

(保護観察終了時)

(平成30年～令和3年)

年次	出院者数 (保護観察が終了した者 (A))	(A) のうち、少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者 (B)		(B) のうち、出院時又は保護観察期間中に復学・進学決定した者【指標番号12】 (C)		(C) のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者 (D)【指標番号13】	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合
平成30年	2,156 (626)	25		12 (48.0)		11 (91.7)	
令和元年	2,065 (1,252)	49		34 (69.4)		28 (82.4)	
2	1,698 (1,505)	80		51 (63.8)		39 (76.5)	
3	1,567 (1,452)	72		52 (72.2)		37 (71.2)	

- 注 1 法務省調査による。
 2 「出院者数」は、【指標番号12】における「出院者数 (A)」と対応している。
 3 (A) は、平成30年1月以降に少年院を仮退院した者のうち、各年中に保護観察が終了した者について計上している。
 4 (C) 及び (D) の () 内は、指標に該当する人員の割合である。

2021年(令和3年)の少年院出院者のうち、在院中に修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者は177人であったところ、そのうち、出院時に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率は、それぞれ54人、30.5%であった。

また、2018年(平成30年)1月以降に少年院を出院し、2021年(令和3年)中に保護観察が終了した者のうち、少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者は72人であったところ、そのうち、出院時又は保護観察期間中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率は、それぞれ52人、72.2%であった。さらに、当該52人のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者及びその割合は、それぞれ37人、71.2%であった。

(3) 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率【指標番号14】

(平成29年度～令和3年度)

年度	受験者数	全科目合格者		1以上科目合格者	
		合格者数	合格率	合格者数	合格率
平成29年度	1,034	400	38.7	989	95.6
30	1,085	436	40.2	1,012	93.3
令和元年度	872	387	44.4	827	94.8
2	793	356	44.9	762	96.1
3	797	316	39.6	776	97.4

- 注 1 文部科学省調査による。
 2 「全科目合格者」は、高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な全ての科目に合格し、大学入学資格を取得した者をいう。
 3 「1以上科目合格者」は、高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な科目のうち全部又は一部の科目に合格した者をいう。
 4 「合格率」は、受験者数に占める「全科目合格者」、「1以上科目合格者」の割合である。

矯正施設における高等学校卒業程度認定試験(【施策番号63】参照)の受験者数について、2021年度(令和3年度)は797人であった。

2021年度（令和3年度）の全科目合格者数は316人で、合格率は39.6%であった。また、全科目合格を含む1以上科目合格率は、近年90%以上の高い水準を維持しており、2021年度（令和3年度）は97.4%と過去最高であった。

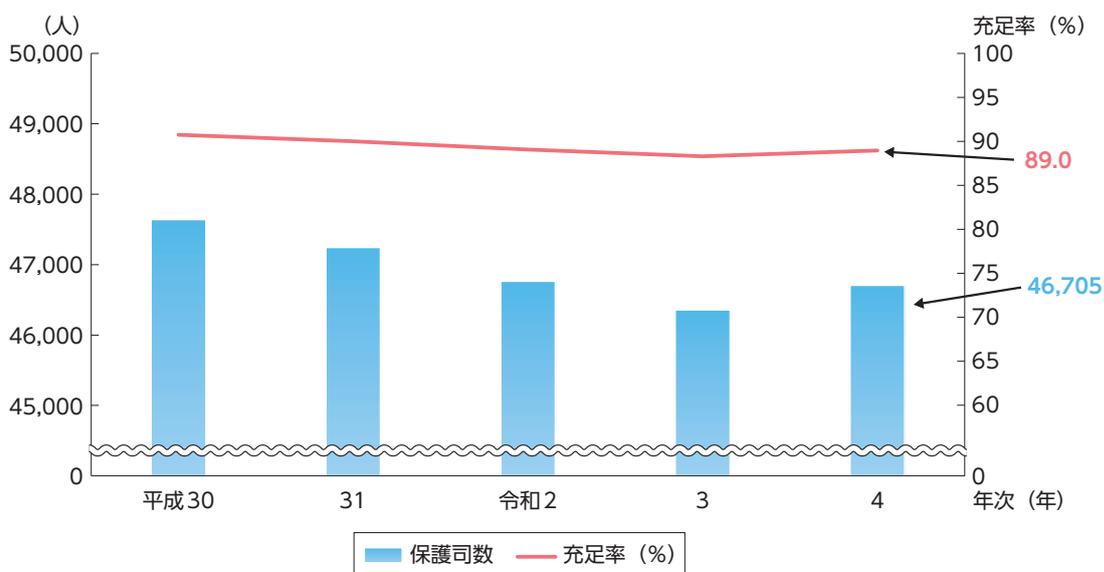
4 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係

(1) 保護司数及び保護司充足率【指標番号15】

(平成30年～令和4年)

年次	保護司数	充足率 (%)
平成30年	47,641	90.7
31	47,245	90.0
令和2年	46,763	89.1
3	46,358	88.3
4	46,705	89.0

- 注 1 法務省調査による。
 2 各年1月1日現在の数値である。
 3 「充足率」は、定数（5万2,500人）に対する保護司数の割合である。



保護司^{※4}数及び保護司充足率は、2017年（平成29年）以降、減少・低下傾向にあったが、2022年（令和4年）は4万6,705人、89.0%と前年（4万6,358人、88.3%）よりも増加・上昇した。ただし、これは2021年（令和3年）4月1日から開始した定年制に対する特例^{※5}により再任された保護司631名を含むものである。

※4 保護司
 犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。保護司の定数は、保護司法（昭和25年法律第204号）により5万2,500人を超えないものと定められている。

※5 保護司の定年制に対する特例
 これまで、76歳になる前日まで再任が可能であったところ、2021年（令和3年）4月1日以降、保護司本人が希望すれば、78歳になる前日まで再任を可能とした。

(2) “社会を明るくする運動” 行事参加人数【指標番号16】

(平成29年～令和3年)

年次	行事参加人員
平成29年	2,769,306
30	3,228,710
令和元年	2,969,544
2	577,047
3	867,395

注 法務省調査による。

“社会を明るくする運動” 行事参加人数は、近年300万人前後で推移していたが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した2020年（令和2年）以降は、当該運動期間における行事が大幅に制限されたこともあり、大幅に減少し、2021年（令和3年）は、86万7,395人であった。

5 地方公共団体との連携強化等関係

(1) 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合【指標番号17】

(平成30年～令和4年)

年次	策定地方公共団体数（策定割合）		
	都道府県	指定都市	その他の市町村（特別区を含む。）
平成30年	1/47	0/20	0/1,727
31	15/47	0/20	4/1,727
令和2年	31/47	6/20	32/1,727
3	42/47	16/20	130/1,727
4	47/47	18/20	306/1,727

注 1 法務省調査による。
2 各年4月1日現在の数値である。

推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体^{※6}の数については、「再犯防止推進計画加速化プラン」（令和元年12月23日犯罪対策閣僚会議決定）において、2021年度（令和3年度）末までに100以上にすると成果目標を設定しているところ、2021年（令和3年）4月に188団体となり当該目標を達成した。2021年（令和3年）以降も増加しており、2022年（令和4年）4月1日現在、都道府県が全47団体、指定都市が18団体、その他の市町村（特別区を含む。）が306団体の合計371団体となった。

※6 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体に関する最新の情報はこちら「地方再犯防止推進計画」
(URL : https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00022.html)



Column
01

諸外国における刑務所出所者の再犯状況

法務省大臣官房秘書課

再犯防止は、2021年（令和3年）に我が国で開催された第14回国連犯罪防止刑事司法会議（通称「コングレス」）における成果文書として採択された「京都宣言」の主要な項目の一つとなるなど、世界各国に共通する課題であり、各国政府は、我が国と同様に刑務所出所者の再犯状況を公表している。本コラムでは、このような公表データに基づき、諸外国における再犯状況について紹介する。

諸外国の統計を総覧すると、各国の再犯状況の把握の方法としては、我が国と同様に、①刑務所等の出所後に再び刑務所等に入所する「再入所」（Reimprisonment）となった者の割合をもって行う方法のほか、②裁判所で罪判決を受けて受刑した後に再び裁判所で罪判決を受ける「再処分」（Reconviction）、③警察等に検挙されて受刑した後に再び警察等に検挙される「再逮捕」（Re-arrest）の各対象者の割合をもって再犯状況を測定する方法など国によって様々である。また、再犯状況の指標を設定にするにあたり、再犯期間（前の犯罪による刑務所等の出所日から再犯事件の犯行の日とするか、再犯事件による逮捕の日とするかなど）も統一的な集計方法では測定されていない。いずれの方法により再犯状況を把握するかは、その国の刑事司法制度の在り方等に応じて異なっているように思われる。さらに、刑務所等からの出所後の測定期間も国によって様々であるが、一見したところ、その期間を1年から3年としている国が多いようである。

再犯状況として、我が国と同じく「再入所」した者の割合を公表している米国、オーストラリア、韓国のデータ、「再処分」を受けた者の割合を公表している米国、英国及びフランスのデータは下記のとおりである。各国において、刑事司法制度が異なることのほか、再入所について、仮釈放中の条件違反による再収容や再勾留を含むか否か、再処分については、警察による注意処分等まで計上しているか否かなどその集計方法による違いが大きいため、単純な国際比較ができないことには留意する必要がある。

対象者	国	出所年	(測定期間) 該当者の割合	備考
再入所した者	日本	2020	(2年) 15.1%	・出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した者を集計
	米国	2012	(1年) 19.9% (2年) 32.1% (3年) 38.6%	・司法省司法統計局で利用可能であった21州のみのデータ ・仮釈放中の条件違反による再収容を含む
	オーストラリア	2018-2019	(2年) 45.2%	・再処分を受ける前の勾留による再入所を含む
	韓国	2017	(3年) 24.6%	
再処分を受けた者	米国	2012	(1年) 22.9% (2年) 36.5% (3年) 45.0%	・司法省司法統計局で利用可能であった31州のみのデータ ・再犯期間は再処分にかかる新たな犯罪による逮捕日までの期間として測定
	英国	2019	(1年) 41.9%	・出所年は会計年度（4月から翌年の3月） ・イングランドとウェールズのみのデータ ・再犯期間は再処分にかかる新たな犯罪をした日までの期間として測定 ・警察による注意処分等を含む
	フランス	2016	(1年) 32.9% (2年) 45.4%	・再犯期間は再処分にかかる新たな犯罪をした日までの期間として測定

注 日本を除く各国の数値は以下資料による。
 米国：https://bjs.ojp.gov/library/publications/recidivism-prisoners-released-34-states-2012-5-year-follow-period-2012-2017
 オーストラリア：https://www.pc.gov.au/research/ongoing/report-on-government-services/2022/justice
 韓国：http://www.index.go.kr/unify/idx-info.do?idxCd=4267
 英国：https://www.gov.uk/government/statistics/proven-reoffending-statistics-january-to-march-2020
 フランス：http://www.justice.gouv.fr/statistiques-10054/infos-rapides-justice-13022/la-recidive-des-sortants-de-prison-34544.html